

人閣議 第 七七号

案

平成〇年四月六日

決定 平成一〇年四月七日  
裁可 平成 年 月 日  
平成 年 月 日

施行 平成一〇年四月一二日  
平成 年 月 日

内閣總理大臣

平成

内閣官房長官

五

内閣参事官

洞

内閣官房副長官

平成

下稻葉 国務大臣

島 村 国務大臣

瓦 上 杉 国務大臣

龜 井 国務大臣

小 渕 国務大臣

堀 内 国務大臣

上 杉 国務大臣

久 間 国務大臣

松 永 国務大臣

藤 井 国務大臣

小 里 国務大臣

鈴 木 国務大臣

町 村 国務大臣

自 見 国務大臣

尾 身 国務大臣

谷 垣 国務大臣

小 泉 国務大臣

伊 吹 国務大臣

大 木 国務大臣

村 岡 国務大臣

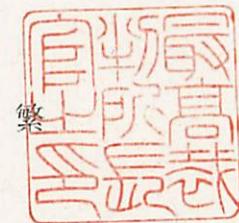
伊藤清隆外九十二名を判事補に別紙のとおり任命することといたしたい。

最高裁人任E第473号

平成10年4月3日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 村岡 兼造 殿

最高裁判所長官 山口



判事補に任命されるべき者を別紙のとおり指名するから、うち93名を任命されたい。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(発令希望日 平成10年4月12日)

(別紙)

に 丹 わ 羽 よし 芳 のり 德 ○

ひ 日 グラシ なお 直 子 ○

ひ 檜 やま 山 さとし 聰 ○

ひる 蝙 田 しんいちろう 振一郎 ○

ほそ 細 谷 やす 泰 のぶ 暢 ○

まつ 松 い 井 しゅう 修 ○

みず 水 の 野 まさ 正 のり 則 ○

みや 宮 た 田 しょう 祥 次 ○

む 武 と う 藤 たか 貴 あき 明 ○

もり 森 けん 健 じ 二 ○

やま 山 だ 田 あさ 麻 よ 代 ○

やま 山 だ 田 あつし 篤 ○

あさ 朝 くら 倉 りょう 亮 子 ○

あ 安 べ 部 まさる 勝 ○

しな 品 がわ 川 ひで 英 基 ○

す 須 が 賀 こうた ろう 康太郎 ○

たか いし ひろ し 司 ○

た なか ひろ あき 明 ○

たま だ い ゆ き 紀 ○

さい とう まさる 大 ○

しま むら のり お 男 ○

なか の 野 こう いち 一 ○

ひ 檜 やま あさ こ 子 ○

よし だ かつ えい 栄 ○

あり が さだ ひろ 博 ○

おお はま かず み 美 ○

かた だ やすし 康 ○

すず 鈴 き 木 ひで 秀 ○

せん が たく お 郎 ○

あん どう ひろ み 比呂美 ○

いた つ まさ みち 板 津 正 道 ○

いた の とし や 板 野 俊 哉 ○



ひら い み き こ  
平 井 三貴子 ○

みや もと ひろ ふみ  
宮 本 博 文 ○

おお たけ たかし  
大 竹 貴 ○

おお むら たい へい  
大 村 泰 平 ○

さか もと こう じ  
坂 本 好 司 ○

ふか やま こ  
深 山 はる子 ○

く ほ こう じ  
久 保 孝 二 ○

くわ ばら ち ほ  
桑 原 千 帆 ○

たか たに えい じ  
高 谷 英 司 ○

たつ の ゆ き  
達 野 ゆ き ○

はし もと たけし  
橋 本 健 ○

ろき た こう いち  
右 田 晃 一 ○

い ぶき まり こ  
伊 吹 真理子 ○

とみ おか たか よし  
富 岡 貴 美 ○

まえ だ やす なり  
前 田 泰 成 ○

しま もと よし のり  
島 本 吉 規 ○

にい おか そうた ろう 創太郎 ○

あき もと まさ ひこ 秋 本 昌 彦 ○

うち やま こう いち 内 山 孝 一 ○

えび な ひなこ 蛇 名 日奈子 ○

きく ち ひろ や 菊 池 浩 也 ○

たな ざわ たか し 棚 泽 高 志 ○

うえ だ か よ 上 田 賀 代 ○

せ と しげ みね 瀬 戸 茂 峰 ○

たき おか とし ふみ 瀧 岡 俊 文 ○

う かい ま き こ 鶴 飼 万 貴 子 ○

こん どう とも やナ 近 藤 幸 康 ○

た なか ゆき ひろ 田 中 幸 大 ○

もり やま まさ き 守 山 修 生 ○

## 判事補任命資格調 (平成10年4月12日)

補職さるべき庁	現職	氏名	年齢	任命資格	根拠法規
東京地判事補		伊藤清隆	25	司法修習生の修習を終えた者	裁判所法第43条
"		伊藤ゆう子	27	"	"
"		内野宗揮	25	"	"
"		江口和伸	26	"	"
"		衣斐瑞穂	24	"	"
"		大森直哉	25	"	"

補職さるべき庁	現職	氏名	年齢	任命資格	根拠法規
東京地判事補		大寄 久	31	司法修習生の修習を終えた者	裁判所法第43条
"		川淵 健司	25	"	"
"		清原 博	27	"	"
"		佐々木 健二	27	"	"
"		柴田 雅司	25	"	"
"		下田 敦史	24	"	"

補職さるべき庁	現職	氏名	年齢	任命資格	根拠法規
東京地判事補		田中直子	26	司法修習生の修習を終えた者	裁判所法第43条
"		東崎賢治	25	"	"
"		栩木純一	24	"	"
"		丹羽敦子	26	"	"
"		丹羽芳徳	28	"	"
"		日暮直子	27	"	"

補職さるべき庁	現職	氏名	年齢	任命資格	根拠法規
東京地判事補		檜山聰	25	司法修習生の修習を終えた者	裁判所法第43条
"		蛭田振一郎	25	"	"
"		細谷泰暢	25	"	"
"		松井修	28	"	"
"		水野正則	25	"	"
"		宮田祥次	27	"	"

補職さるべき庁	現職	氏名	年齢	任命資格	根拠法規
東京地判事補		武藤貴明	25	司法修習生の修習を終えた者	裁判所法第43条
"		森健二	26	"	"
"		山田麻代	24	"	"
"		山田篤	28	"	"
横浜地判事補		朝倉亮子	29	"	"
"		安部勝	28	"	"

補職さるべき序	現職	氏名	年齢	任命資格	根拠法規
横浜地判事補		品川英基	26	司法修習生の修習を終えた者	裁判所法第43条
"		須賀康太郎	27	"	"
"		高石博司	24	"	"
"		田中寛明	29	"	"
"		玉田有紀	24	"	"
浦和地判事補		齋藤大	28	"	"

補職さるべき庁	現職	氏名	年齢	任命資格	根拠法規
浦和地判事補		島村典男	28	司法修習生の修習を終えた者	裁判所法第43条
"		中野宏一	26	"	"
"		檜山麻子	26	"	"
"		吉田勝栄	26	"	"
千葉地判事補		有賀貞博	27	"	"
"		大濱寿美	27	"	"

補職さるべき庁	現職	氏名	年齢	任命資格	根拠法規
千葉地判事補		片多 康	26	司法修習生の修習を終えた者	裁判所法第43条
"		鈴木秀雄	27	"	"
"		千賀卓郎	27	"	"
大阪地判事補		安藤比呂美	28	"	"
"		板津正道	26	"	"
"		板野俊哉	29	"	"

補職さるべき庁	現職	氏名	年齢	任命資格	根拠法規
大阪地判事補		伊藤 寛樹	26	司法修習生の修習を終えた者	裁判所法第43条
"		角谷 昌毅	30	"	"
"		加藤 靖	27	"	"
"		上村 考由	26	"	"
"		國保 三奈子	30	"	"
"		栗原 三緒	25	"	"

補職さるべき庁	現職	氏名	年齢	任命資格	根拠法規
大阪地判事補		坂本 浩志	26	司法修習生の修習を終えた者	裁判所法第43条
"		武智 克典	27	"	"
"		棚田 みどり	30	"	"
"		谷口 哲也	26	"	"
"		出口 博章	29	"	"
"		三村 憲吾	25	"	"

補職さるべき庁	現職	氏名	年齢	任命資格	根拠法規
大阪地判事補		和田 健	26	司法修習生の修習を終えた者	裁判所法第43条
京都地判事補		井上 博喜	25	"	"
"		西田 政博	34	"	"
"		橋本 耕太郎	30	"	"
"		平井 三貴子	25	"	"
"		宮本 博文	28	"	"

補職さるべき庁	現職	氏名	年齢	任命資格	根拠法規
神戸地判事補		大竹 貴	26	司法修習生の修習を終えた者	裁判所法第43条
"		大村 泰平	30	"	"
"		坂本 好司	27	"	"
"		深山 はる子	26	"	"
名古屋地判事補		久保 孝二	26	"	"
名古屋地判事補		桑原 千帆	29	"	"

補職さるべき庁	現職	氏名	年齢	任命資格	根拠法規
名古屋地判事補		高谷英司	26	司法修習生の修習を終えた者	裁判所法第43条
"		達野ゆき	25	"	"
"		橋本健	35	"	"
"		右田晃一	28	"	"
広島地判事補		伊吹真理子	25	"	"
"		富岡貴美	27	"	"

補職さるべき庁	現職	氏名	年齢	任命資格	根拠法規
広島地判事補		前田泰成	27	司法修習生の修習を終えた者	裁判所法第43条
岡山地判事補		島本吉規	26	"	"
"		新阜創太郎	30	"	"
福岡地判事補		秋本昌彦	27	"	"
"		内山孝一	31	"	"
"		蛇名日奈子	26	"	"

補職さるべき庁	現職	氏名	年齢	任命資格	根拠法規
福岡地判事補		菊池 浩也	27	司法修習生の修習を終えた者	裁判所法第43条
"		棚澤 高志	27	"	"
仙台地判事補		上田賀代	26	"	"
"		瀬戸 茂峰	29	"	"
"		瀧岡 俊文	26	"	"
札幌地判事補		鶴飼 万貴子	29	"	"

補職さるべき庁	現職	氏名	年齢	任命資格	根拠法規
札幌地判事補		近藤幸康	26	司法修習生の修習を終えた者	裁判所法第43条
"		田中幸大	26	"	"
"		守山修生	26	"	"